

令和6(2024)年度 福岡市 第2子以降の保育料無償化 多子世帯利用給付認定申請のご案内 (認可外保育施設等・企業主導型保育施設)

令和5年4月から福岡市独自の制度として、福岡市内に在住の保育を必要とする第2子以降の0～2歳児(住民税課税世帯)を対象に、利用料の助成(無償化)を実施しています。

助成を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。

[手順1]

保護者が申請し、福岡市から
多子世帯利用給付認定を受ける

[手順2]

対象施設等を利用後、
保護者が利用料を支払う

[手順3]

保護者が福岡市へ
助成金の請求を行う

このご案内では、認可外保育施設等もしくは企業主導型保育施設を利用する方向けに、
認定申請に関する手続きや必要な書類等について記載しております。

内容をご確認いただき、手続きをお願いいたします。

申請に必要な様式等は福岡市HPに掲載しております。

右記二次元コードよりご確認ください。



1. 対象となる方

下記の要件をすべて満たし、福岡市から多子世帯利用認定を受けた場合に、助成金の給付対象となります。

- ・きょうだいの年齢に関係なく、生計を同一としている保護者に養育されている2番目以降の0～2歳児クラスに該当する子ども
- ・福岡市在住の住民税課税世帯
- ・保護者全員が、保育の必要性の事由に該当する(P3・P5 参照)
- ・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業等(※)に在園していない子ども
※幼稚園に在園している場合は、状況により異なります。
- ・無償化の対象となる認可外保育施設等・企業主導型保育施設を利用中・利用予定の子ども

令和6年度の年齢別クラスは、下記のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日

※実際の保育は、上記の表でのクラス編成ではない場合があります。その場合は、生年月日から該当するクラスに当てはめて、この案内をご確認ください。

2. 対象施設

施設等の所在する市町村から無償化の対象施設等であることの確認を受け、公示された認可外保育施設等または企業主導型保育施設が対象となります。

認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none">・認可外保育施設（ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等含む）・一時預かり事業（一般型）・一時保育事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター事業 <p>福岡市内の無償化対象施設一覧は、福岡市ホームページ（右記二次元コード）でご確認ください。（福岡市外の施設については、施設へご確認ください。）</p>	 認可外保育施設等
企業主導型保育施設	福岡市内の企業主導型保育施設は、福岡市ホームページ（右記二次元コード）でご確認ください。	 企業主導型保育施設

3. 申請にあたっての確認事項

（1）注意事項

- ◆ 認定申請は、利用を希望する年度のご案内を確認した上で、ご申請ください。
- ◆ 認定開始日は、原則、福岡市が申請書を受け付けた日よりさかのぼることはできません。認定開始を希望する日前までにご申請ください。認定開始を希望する日が閉庁日の場合、認定開始を希望する日より前の開庁日までにご提出ください。申請時期の目安は、認定開始を希望する日の1か月前程度です。
- ◆ 保育の必要性の審査については、保護者全員が対象です。
- ◆ 福岡市が認定審査のために、申請者や申請に係る児童の保護者の就労先事業者等へ連絡・確認を行う場合があります。また、申請内容の確認が取れない場合や疑義がある場合は、書面による調査、面談を行なうことがあります。
- ◆ 申請内容が事実と相違した場合は（書類の偽造・改ざん等を含む）、認定を取り消す場合があります。

（2）申請結果について

- ◆ 福岡市が申請書を受け付けた日から1か月程度で、認定通知書または認定却下通知書をご自宅へ送付いたします。ただし、令和6年4月1日からの認定開始を希望する場合のご申請につきましては、事務が集中するため、審査に時間を要することがあります。

（3）認定保護者について

- ◆ 認定を受けた場合、多子世帯利用給付認定申請書の『②申請者（認定保護者になる保護者）の情報』の欄に記載のある保護者が「認定保護者」となります。

【注意事項】

- ・申請や届出等、認定後の手続きができるのは、「認定保護者」です。
- ・福岡市から郵送物等を送る際のあて先となります。
- ・助成金の請求時の申請者および助成時の振込支給先口座は「認定保護者」のものとなります。
- ・認定保護者を変更する場合は、変更届・変更となる保護者の本人確認書類の写しの提出が必要です。

(4) 現況届について

- ◆ 認定を受けた方は、助成対象であることを、「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」等(就労証明書等)で毎年届け出る必要があります。書類の提出がない場合や対象外となった場合は、助成を受けられなくなる可能性があります。現況届に関する手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

4.[手順1]多子世帯利用給付認定の申請について

(1) 保育の必要性の事由(保護者の状況)および認定の有効期間について

保育の必要性に応じて、認定の有効期間が異なります。

保育の必要性の事由(保護者の状況)	認定の有効期間
月60時間以上就労している場合 (就労開始・復職予定含む)	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※就労開始・復職予定及び、雇用期限がある場合などは、有効期間が短くなることがあります。
育児・介護休業法に基づく <u>育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要な方</u>	次のうち、いずれか短い期間 ア)育児休業期間の終了日の属する月の末日 イ)育児休業対象児童が1歳を迎えた日(誕生日の前日)の属する月の末日
求職活動 開業準備等を行っている場合	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)認定開始日から <u>90日が経過する日が属する月の末日</u> まで
月60時間以上就学している (通信教育は含まない)	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)認定開始日から <u>保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日</u> まで
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)出産月の前2か月から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病、負傷、障がい等がある 同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月60時間以上) 災害等の復旧にあたっている	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※添付書類に期間の定め等がある場合には、有効期間が短くなる可能性があります。

【必ず確認してください】

- ・保育の必要性が認められるのは、保護者全員が、上記の保育の必要性の事由に該当する場合です。
- ・認定の有効期間が終了した場合は、助成の対象外となります。
- ・認定の継続を希望する場合は、認定期間の満了前に保育の必要性の事由を証明する書類の提出が必要です。
手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

【就労予定・復職予定の場合】

就労開始予定の1ヶ月前より認定可能です。認定を受けた場合、申請時の就労開始予定日までに就労を開始し、1ヶ月以内に、改めて就労証明書を提出してください。
提出が確認できない場合には、認定を取り消す場合があります。

(2) 申請に必要な書類(必要な様式は、福岡市ホームページに掲載しております。)

申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。下記をご確認の上、必要書類の添付や記入漏れ、記載内容に誤りがないようご提出ください。その他、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。

【きょうだい児が同時に申請する場合】

多子世帯利用認定申請書は、申込児童1人につき、1部必要となります。(※申請者は原則、同じ保護者)
その他の添付書類は、世帯で1部ご準備の上、すべての書類をまとめて提出ください。

◆ 必要な書類 (添付書類については、原則、発行から3か月以内のものを提出ください。)

①多子世帯利用給付認定申請書…必ず表面・裏面ともに記入してください。

②申請者(保護者)の本人確認書類…写真付き身分証(1点)もしくはその他の本人確認書類(2点)の写し

«写真付き身分証明» 以下のいずれか1点の写し

マイナンバーカード(顔写真がある面) 運転免許証 パスポート 身体障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード又は特別永住者証明書

官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

«その他の本人確認書類» 以下のいずれか2点の写し

各種健康保険被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書

介護保険被保険者証 官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

③保育の必要性を証明する書類 (保護者全員が対象)

保護者の状況により必要な書類が異なります。(3)の表(P.5)を確認してください。

※支給認定期間の開始日が令和6(2024)年4月1日以降で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」(認可保育所等利用申込に基づき発行)がある場合、保育の必要性を証明する書類の添付は不要です。

◆ 世帯の状況により必要となる書類

世帯が以下の状況にあてはまる場合は、該当する必要な書類をご提出ください。

世帯の状況	必要な添付書類
令和5(2023)年1月1日時点の住所が <u>福岡市外</u> の方 ※令和6(2024)年4月～8月に認定を希望する場合	令和5(2023)年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和6(2024)年1月1日時点の住所が <u>福岡市外</u> の方 ※令和6(2024)年9月～令和7(2025)年3月に認定を希望する場合	令和6(2024)年度市町村県民税所得課税証明書 (「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの)
令和4(2022)年に <u>海外で勤務・居住</u> しており、 令和5(2023)年度の課税証明書の提出が困難な場合 ※令和6(2024)年4月～8月に認定を希望する場合	・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。) ・令和4(2022)年1月～12月中の所得額や社会保険料等の各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等)
令和5(2023)年に <u>海外で勤務・居住</u> しており、 令和6(2024)年度の課税証明書の提出が困難な場合 ※令和6(2024)年9月～令和7(2025)年3月に認定を希望する場合	・海外収入申告書(収入がない場合もご提出ください。) ・令和5(2023)年1月～12月中の所得額や社会保険料等の各種控除額等が分かる書類(会社からの給与支払い証明書等)
市外からの転入予定	転入先住居にかかる賃貸契約書等の <u>転入先住所・転入予定日</u> が確認できる書類
第1子が就学等の関係で <u>市外在住</u> している場合 単身赴任などで保護者が <u>市外在住</u> している場合	① 住民票 ② 生計を同一にしている旨の「申立書」

(3) 保育の必要性を証明する書類 ※保護者全員が対象

保育の必要性の事由(保護者の状況)	必要な添付書類	
就労(月 60 時間以上)		
就労の形態・状況	雇用されている場合 雇用による <u>就労開始予定</u> の場合 (育児休業等からの) <u>復職予定</u> の場合 自営業主の方 自営業専従者 家族従業者の方 役員・内職・業務委託にて従事している方	・勤務先会社等が発行した就労証明書 ※就労開始・復職予定者は、就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。 ・事業の営業主が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類 ・事業の営業主が記入した就労証明書 【雇用先より就労証明書の発行が可能な場合】 ・経営、委託、依頼元の会社等が発行した就労証明書 【従事者本人が記入する場合】 ・従事者本人が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類
	【事業内容が分かる書類の例】 営業許可通知書の写し、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し等 ●役員・内職・業務委託・自営業主で <u>従事者本人が就労証明書を記入する場合は、事業内容がわかる書類の提出が必要です。</u> また、会社等が発行した証明書をご提出いただいた場合も、内容確認のため事業内容が分かる書類等のご提出をお願いする場合があります。	
	育児・介護休業法に基づく <u>育児休業取得</u> 開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要な方	・就労証明書 ・育児休業に係る申立書 ・保育施設が発行した在園証明書
	求職活動 開業準備等を行っている場合	・誓約書兼就職活動報告書
	就学している(通信教育は含まない) (月 60 時間以上)	・在学証明書または学生証(写し) ・就学時間がわかるカリキュラム等の書類
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	・母子手帳(表紙および出産予定日が記載してあるページの写し) 又は、出産(予定)証明書	
疾病、負傷、障がい等がある	【疾病・負傷がある方】 ・診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由や期間の記載が必要です。 【障がいがある方】 ・障害者手帳(写し)、診断書など	
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月 60 時間以上)	・診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ・介護・看護についての申立書	
災害等の復旧にあたっている	・従事していることが証明できる書類 ・従事内容の申立書	

5.変更申請が必要な場合

転居や転職、就労状況の変更等、世帯の状況に変更がある場合は、速やかに変更申請が必要です。変更届の様式は、福岡市ホームページに掲載しております。

変更内容	提出書類
転居した	
世帯構成に変更がある	・変更届 ※必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。
利用施設を認可保育所(地域型を含む)・幼稚園に変更した	
保育の必要性に変更がある (就労を開始した・妊娠した等)	・変更届 ・保育の必要性を証明する書類
認定保護者を変更したい	・変更届 ・新たに認定保護者となる方の本人確認書類の写し
その他家庭の状況に変更があった	・変更届 ・変更内容が分かる書類

6.[手順 3]助成金の請求について(概要)

助成金を受け取るためには、福岡市に対して請求手続きを行う必要があります。手続きの詳細は、認定通知に同封するお知らせをご確認ください。なお、助成金が受け取れるのは、多子世帯利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。

(1) 助成の対象および助成上限額について

ご利用施設や児童の年齢により助成上限額が異なります。下記の表をご確認ください。

利用施設等	クラス(実施年齢)	月額上限額
認可外保育施設等	0~2歳児	42,000円
企業主導型保育施設	0歳児	37,100円
	1・2歳児	37,000円

【注意事項】

- 助成対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。
- 無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。
- 月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割りとなります。

【認可外保育施設等のみを複数の施設ご利用された場合】

利用料を合算して、認可外保育施設等の月額上限額まで請求できます。

【企業主導型保育施設をご利用している方が、同時に認可外保育施設等を利用した場合】

助成の対象は企業主導型保育施設の利用料のみとなり、月額上限額は、企業主導型保育施設の金額となります。

(2) 請求の流れについて



①ご利用施設へ利用料を支払います。

②ご利用施設へ『領収書兼提供証明書』が必要であることを伝え、『領収書兼提供証明書』を受け取ります。

※福岡市で定めている多子世帯利用料助成用の『領収書兼提供証明書』をご利用ください。

③『多子世帯利用料請求書』に必要事項を記入します。

請求受付期間内に、『多子世帯利用料請求書』、『領収書兼提供証明書』、『振込口座が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピー』を福岡市へ提出してください。

④支給決定後、福岡市より支払決定通知を送付いたします。その後、助成金の支払いが行われます。

【注意事項】

- ・請求に関する詳しい内容は、認定通知書に同封するお知らせ・記入例をご確認ください。
- ・請求書様式・請求スケジュールは、福岡市ホームページに掲載しております。ご確認の上、ご請求ください。
- ・請求の時効は、2年で消滅します。

7. 多子世帯利用給付認定申請方法・申請先

(1) 申請方法

申請は、原則、郵送で承っております。

申請書類一式を封筒に入れ、(3)郵送先へ送付してください。

お急ぎの場合は、〈福岡市役所 本庁舎 13F こども未来局運営支援課〉へご持参ください。

ご持参の場合、担当者不在の場合があるため、書類の受領のみとなる場合があります。ご了承ください。

(2) 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

こども未来局 子育て支援部 運営支援課 多子世帯利用給付担当

TEL:092-711-4114

メール:hoikumusyouka@city.fukuoka.lg.jp

ご不明な点等ありましたら、上記連絡先へご連絡ください。

(3) 郵送先 ※お手数ですが、封筒をご準備いただき、下記を貼り付けて、送付してください。

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

こども未来局子育て支援部 運営支援課

多子世帯利用給付担当 宛